

○山口県警察に勤務する職員の任用に関する訓令

平成20年2月27日

本部訓令第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 採用（第2条—第5条）

第3章 昇任

第1節 通則（第6条・第7条）

第2節 昇任管理委員会（第8条・第9条）

第3節 昇任試験（第9条の2—第15条）

第4節 選抜及び選考（第16条—第19条）

第5節 削除

第6節 補則（第22条—第26条）

第4章 降任（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 山口県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の任用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び職員の任用に関する規則（昭和36年山口県人事委員会規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

第2章 採用

（警察官の採用）

第2条 警察官は、山口県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が行う山口県警察官採用試験に合格した採用候補者のうちから、巡査の階級で採用するものとする。ただし、規則第8条及び第9条の規定により採用するときは、この限りでない。

（一般職員の採用）

第3条 警察官以外の職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。以下「一般職員」という。）は、人事委員会が行う山口県職員採用試験に合格した採用候補者のうちから採用するものとする。ただし、規則第8条及び第9条の規定により採用するときは、この限りでない。

（臨時的任用）

第4条 臨時的任用については、選考によるものとする。

（条件付採用）

第5条 警察官の条件付採用期間は、その初任教養（初任科に限る。）の期間とする。ただし、初任教養の期間が6月に満たない場合は、6月を経過するまでの期間とす

る。

2 職員は、条件付採用期間中その職務を良好な成績で終えたとき、正式採用になるものとする。

第3章 昇任

第1節 通則

(一般昇任)

第6条 警察官の昇任は、警視の階級への昇任にあつては、昇任のための競争試験（以下「昇任試験」という。）に合格した者の中から行い、警部以下の階級への昇任にあつては、昇任試験、選抜又は選考に合格した者の中から行う。

2 一般職員の昇任は、昇任試験に合格した者の中から行う。

(特別昇任)

第7条 次の各号のいずれかに該当する警察官は、前条の規定にかかわらず、1階級上位の階級に昇任させることができる。ただし、第1号又は第2号に該当し、死亡した者は、2階級上位の階級に昇任させることができる。

(1) 公務上の負傷又は疾病により、死亡し、又は著しい障害の状態となった者

(2) 生命をとして職務を遂行し、警察勲功章又は警察功労章を授与された者

(3) 職務遂行上抜群の功労があり、人格及び識見が優れているとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が認めた者

(4) スポーツ等の全国大会（警察部内の大会を除く。）又は国際大会において極めて優秀な成績を収めたとして、本部長が認めた者

(5) 在外公館勤務が決定し、又は終了した者のうち、本部長が指定したもの

2 前項第1号又は第2号の場合において、死亡した者に対する昇任は、生前の日に遡ってこれを行うものとする。

第2節 昇任管理委員会

(昇任を管理する機関)

第8条 昇任を管理する機関として、警察本部に警察本部昇任管理委員会を、各部にその部の名称を冠した部昇任管理委員会を、各所属にその所属の名称を冠した所属昇任管理委員会を置く。

2 昇任管理委員会の名称及び構成は、別表第1のとおりとする。

(補助員の任命)

第9条 警察本部昇任管理委員会の委員長は、昇任の管理に当たり、必要に応じて委員以外の者を警察本部昇任管理委員会の補助員に任命することができる。

第3節 昇任試験

(昇任試験の区分)

第9条の2 警察官の昇任試験（警視の階級についての昇任試験を除く。第12条第1項及び第13条において同じ。）の区分は、次のとおりとする。

(1) 一般試験

(2) 専門試験

(昇任試験の期日)

第10条 昇任試験は、原則として、毎年1回以上本部長が定めるときに実施する。

(昇任試験の通知)

第11条 本部長は、昇任試験の実施について、日時及び場所を定めて、所属長に通知する。

(受験資格)

第12条 警察官の昇任試験の受験資格は、別表第2のとおりとする。

2 一般職員の昇任試験（主幹の職についての昇任試験を除く。第13条の2において同じ。）の受験資格は、別表第3のとおりとする。

3 前2項の規定にかかわらず、昇任試験の期日の前日から起算して過去2年間に懲戒処分を受けている職員は、昇任試験を受けることができない。ただし、本部長が特に承認した場合は、この限りでない。

4 昇任試験が実施される年度の末日において、職員の定年等に関する条例（昭和59年山口県条例第1号）に基づき退職する職員は、昇任試験を受けることができない。

5 警視の階級及び主幹の職についての昇任試験に関する受験資格は、別に定める。

(昇任試験の方法)

第13条 警察官の昇任試験は、次に掲げる方法により行う。

(1) 筆記試験

(2) 口述試験

(3) 術科試験

2 口述試験及び術科試験は、筆記試験に合格した者についてのみ行う。

3 警察官の昇任試験は、予備試験を行うことができる。

第13条の2 一般職員の昇任試験は、次に掲げる方法により行う。

(1) 筆記試験

(2) 口述試験

2 口述試験は、筆記試験に合格した者についてのみ行うことができる。

(受験手続)

第14条 所属長は、昇任試験の実施について通知を受けたときは、受験希望者を取りまとめ、本部長に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第15条 警察本部昇任管理委員会は、受験成績、勤務成績その他の能力に加え、上位の階級又は職についての適格性を考慮して合格者を決定する。

第4節 選抜及び選考

(選抜)

第16条 勤務成績が優秀で、極めて高い専門的実務能力を有する警察官については、次に掲げる基準を満たすときは、選抜により1階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 巡査部長の階級への昇任は、巡査の階級での経験年数が4年以上であること。
- (2) 警部補の階級への昇任は、巡査部長の階級での経験年数が4年以上であること。
- (3) 警部の階級への昇任は、警部補の階級での経験年数が4年以上であること。

(選考)

第17条 勤務成績が優良な警察官については、次に掲げる基準を満たすときは、選考により1階級上位の階級に昇任させることができる。

- (1) 巡査部長の階級への昇任は、巡査の階級での経験年数が14年以上かつ年齢が36歳以上であること。
- (2) 警部補の階級への昇任は、巡査部長の階級での経験年数が10年以上かつ年齢が50歳以上であること。

2 警部の階級への昇任の基準については、選考の都度本部長が定めるものとする。

(選抜及び選考の手続)

第18条 所属昇任管理委員会は、警察本部昇任管理委員会から選抜又は選考を実施する旨の通知を受けたときは、適格者を部昇任管理委員会に推薦するものとする。

2 部昇任管理委員会は、前項の規定により推薦を受けた者について審査し、その結果を警察本部昇任管理委員会に報告するものとする。

(合格者の決定)

第19条 警察本部昇任管理委員会は、前条第2項の規定により報告を受けた者について審査し、合格者を決定する。

第5節 削除

第20条及び第21条 削除

第6節 補則

(秘密の保持)

第22条 昇任の管理に従事する者は、細心の注意を払い、試験及び審査に関する秘密を保持しなければならない。

(停止及び無効)

第23条 昇任試験、選抜及び選考の実施に当たり不正があった者については、試験若しくは審査を停止し、又は合格の決定を無効とする。

第24条 削除

(取消し)

第25条 本部長は、昇任試験、選抜又は選考に合格した者が、昇任日の前日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その合格を取り消すことができる。

- (1) 懲戒処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めるとき。
- (3) 公私を問わず、上位の階級又は職に就こうとする者としてふさわしくない行為があったとき。

(その他)

第26条 この訓令に定めるもののほか、昇任試験、選抜及び選考について必要な事項は、別に定める。

第4章 降任

第27条 本部長は、職員自らが降任を願い出た場合は、別に定めるところにより当該職員を降任することができる。

別表第1（第8条関係）

名 称 \ 構 成	委 員 長	副 委 員 長	委 員
警察本部昇任管理委員会	本部長	警務部長	生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、警務課長
部昇任管理委員会	部長	参事官	所属長
所属昇任管理委員会	所属長	次長、副隊長、副校長又は副署長	警部以上の階級（相当職を含む。）にある職員

備考 警察学校は、警務部昇任管理委員会に属する。

別表第2 (第12条関係)

区分	階級	巡査部長	警部補	警部
	学歴			
一般試験	4年制大学卒業 者	巡査の階級での経 験年数が2年以上	巡査部長の階級で の経験年数が2年 以上	警部補の階級での 経験年数が4年以 上
	短期大学卒業 者	巡査の階級での経 験年数が3年以上	巡査部長の階級で の経験年数が3年 以上	
	その他の者	巡査の階級での経 験年数が4年以上	巡査部長の階級で の経験年数が4年 以上	
専門試験	4年制大学卒業 者	巡査の階級での経 験年数が8年以上	巡査部長の階級で の経験年数が8年 以上かつ年齢が4	警部補の階級での 経験年数が8年以 上かつ年齢が48
	短期大学卒業 者	巡査の階級での経 験年数が10年以 上	0歳以上	歳以上
	その他の者	巡査の階級での経 験年数が12年以 上		

- 備考 1 「経験年数」については、休職及び停職の期間、療養命令を受けて勤務しない期間並びに休業（育児休業を除く。）をしている期間があったときは、その日数を除くものとする。
- 2 専門試験の受験資格を有する者は、一般試験又は専門試験のいずれかを選択して受験しなければならない。

別表第3（第12条関係）

採用区分	主任主事 主任技師	係長	課長補佐
大学卒業程度採用者	29歳以上かつ経験年数が7年以上の者	33歳以上かつ主任主事又は主任技師の職での経験年数が1年以上の者	38歳以上かつ行政職給料表の3級在級年数が5年以上かつ係長の職での経験年数が4年以上の者
短大卒業程度採用者	30歳以上かつ経験年数が8年以上の者	35歳以上かつ主任主事又は主任技師の職での経験年数が1年以上の者	41歳以上かつ行政職給料表の3級在級年数が5年以上かつ係長の職での経験年数が4年以上の者
高校卒業程度採用者	31歳以上かつ経験年数が10年以上の者		

- 備考 1 平成20年度以前に採用された者に対するこの表の適用については、「大学卒業程度採用者」とあるのは「上級採用者」と、「短大卒業程度採用者」とあるのは「中級採用者」と、「高校卒業程度採用者」とあるのは「初級採用者」とする。
- 2 主任主事又は主任技師の職についての昇任試験の受験資格は、この表に掲げる受験資格を原則とし、採用時の年齢、学歴、職歴等により調整する。
- 3 海事職給料表の適用を受ける一般職員は、昇任試験の対象としない。
- 4 研究職給料表及び教育職給料表の適用を受ける一般職員の受験資格については、この表に掲げる受験資格に準じて調整する。
- 5 「経験年数」及び「在級年数」については、休職及び停職の期間、療養命令を受けて勤務しない期間並びに休業（育児休業を除く。）をしている期間があったときは、その日数を除くものとする。